

トラック輸送を利用される
荷主の皆様へ

国土交通省 北海道運輸局
厚生労働省 北海道労働局
経済産業省 北海道経済産業局
農林水産省 北海道農政事務所

持続的で安定した輸送力を確保するために
トラック輸送の【標準的な運賃】が定められました

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、全産業の平均値と比べ長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな問題となっています。

そのような中、働き方改革関連法において、令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働については罰則付き上限規制が適用されることが決定しており、このままの状況で推移した場合、人々の生活にとって必要不可欠な物流が滞ることが懸念されています。

このため、今後もトラック輸送が持続的にその機能を果たしていくためには、トラックドライバーの確保及び賃金水準並びに労働環境や取引環境の改善を図ることが急務となっています。

現在、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省並びに（公社）北海道トラック協会では、トラック運送事業における取引環境とトラックドライバーの賃金水準を含めた労働環境の改善に向けた取り組みを連携して推進しており、特に下記の4つの事項について強力に取り組んでおります。

荷主の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染拡大等による影響もあるとは存じますが、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただくとともに、トラック事業者と相互に協力し、「荷待ち時間の削減」や「荷役作業の効率化」などの取り組みにより、長時間労働の抑制等が図られるよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. トラック運送業に係る「標準的な運賃」

トラック運送業が法令を遵守し持続的に事業を運営する際の目安となる「標準的な運賃」が国土交通大臣より告示されました。荷主企業の皆様には、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールを理解し、トラック運送事業者がコンプライアンスを遵守し事業を遂行できるよう、荷主の皆様は必要な配慮をしなければなりません。

3. 「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加について

荷主の皆様とトラック運送事業者が相互に協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進め、働きやすい労働環境を実現するため、積極的な参加をお願いいたします。

4. トラックドライバーの長時間労働の解消について

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定されています。運転者不足解決のためにも、当該ガイドラインに基づく取り組みの実施をお願いいたします。

以上

《問い合わせ先》

○国土交通省 北海道運輸局自動車交通部貨物課	☎ 011-290-2743
○厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課	☎ 011-709-2311 内線 3542
○経済産業省 北海道経済産業局産業部中小企業課	☎ 011-709-2311 内線 2579
○農林水産省 北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	☎ 011-330-8810